

## 静岡市身体障害者福祉施設条例の一部改正について

静岡市身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

静岡市身体障害者福祉施設条例（平成15年静岡市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

支援法第5条第8項に規定する短期入所のうち身体障害者を対象に行うもの（以下「身体障害者短期入所事業」という。）	5人
支援法第5条第12項に規定する自立訓練のうち身体障害者を対象に行うもの（以下「自立訓練事業」という。）	15人
支援法第77条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として市内に住所を有する身体障害者を対象に日中において行う一時的な見守りその他の支援（以下「身体障害者日中一時支援事業」という。）	

を

」

「

支援法第5条第8項に規定する短期入所のうち身体障害者を対象に行うもの（以下「身体障害者短期入所事業」という。）	5人
---	----

に

」

改める。

第4条ただし書中「第11条」を「第10条」に、「センター」を「福祉施設」に改める。

第6条第1項第4号及び第5号を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「第6条第1項」を「前条第1項」に、「静岡市清水ひびきワークの身体障害者生活介護事業」を「同項各号に掲げる事業」に改め、「身体障害者生活介護事業の」を削り、「いう。）を」の次に「指定管理者の定めるところにより当該」を加え、同条第2項中「は、前条第1項に規定する使用料」を「の額は、支援法第29条第1項に規定する特定費用の額として規則で定める額及び支援法第29条第3項又は第30条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用」に改め、同条を第7条とし、第9条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市身体障害者福祉施設条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する静岡市桜の園のサービスに係る利用料金について適用し、同日前に利用した静岡市桜の園のサービスに係る使用料については、なお従前の例による。